

1 委員会審議経過

【 内 閣 委 員 会 】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、本院議員提出1件、衆議院提出2件（いずれも議員提出・衆議院継続）の合計8件であり、内閣提出5件及び衆議院提出1件の合計6件を可決した。

また、本委員会付託の請願8種類141件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

食品安全基本法案は、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策の策定に係る基本的な方針を定め、かつ、内閣府に食品安全委員会を設置しようとするものである。なお、衆議院において、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改めるとともに、附則に法施行状況についての検討規定を加える修正が行われた。

委員会においては、リスク評価とリスク管理の分離の在り方と食品安全委員会の独立性の確保、食品安全における消費者の役割、研究者の育成と海外の学識経験者の活用、いわゆる「食育」の重要性、食品安全委員会と他の機関との連携や情報収集体制、海洋の汚染と水産物の安全性、添加物や残留農薬の基準設定の在り方等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働、農林水産の両委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、8項目からなる附帯決議が付された。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案は、平成13年12月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、民間法人化の理由、自動車安全運転センター役員への天下り問題、同センターにおける個人情報保護の在り方、民間法人化後の会計検査院の検査対象、外部評価の実効性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、3項目からなる附帯決議が付された。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めるものである。

委員会においては、治安悪化に対する防犯対策の確立、特殊開錠用具等所持に関する「正当な理由」の明確化、外国人犯罪者の水際取締の方策、指定侵入工具携帯等の禁止規定の適正な運用、指定建物錠の防犯性能の表示と錠取扱業への規制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律

案に対し、5項目からなる附帯決議が付された。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、インターネット社会の進展がもたらした恩恵と弊害、本法律案の趣旨とストックホルム宣言の精神との整合性、年齢確認義務付けの効果、本法律案と児童買春・ポルノ処罰法との関係、児童に対する情報リテラシー教育の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、7項目からなる附帯決議が付された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものである。

委員会においては、学校教育への特区制度の導入の意義及び課題、医療分野への株式会社の参入問題、幼保一元化に向けた取組の状況、地方公務員法における臨時的任用制度の課題、評価委員会設置に向けた現在の進ちょく状況等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、5項目からなる附帯決議が付された。

少子化社会対策基本法案は、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものである。なお、衆議院において、法案前文に「結婚や出産は個人の決定に基づくもの」であることを明記するとともに、施策の対象である「子どもを生み育てる者」を「子どもを生み、育てる者」に改める旨の修正が行われた。

委員会においは、発議者を代表して衆議院議員中山太郎君から法律案の趣旨説明を、衆議院議員逢沢一郎君から修正の趣旨について説明を、それぞれ聴取した後、「子どもを生み、育てる者」として両者を分けることの必要性、性と生殖に関する自己決定権の意味、国民の責務の内容、不妊治療に関する規定が盛り込まれた意義、「ゆとりのある教育」の内容等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、日本共産党の吉川理事から、立法趣旨を明確にするため、目的規定に少子化社会を克服する旨を、また、施策の基本理念に、少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならない旨を加える修正案が提出された。順次、採決の結果、同修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、12項目からなる附帯決議が付された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に

資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、継続審査要求書を提出することを決定した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日として新たに「昭和の日」を加え、「昭和の日」を4月29日とし、その意義を「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」とするとともに、「みどりの日」を5月4日とするものである。なお、衆議院において、施行日修正が行われた。

委員会においては、発議者を代表して衆議院議員森英介君から趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

3月14日、内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成15年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田内閣官房長官から、警察行政、産業再生機構及び食品安全行政の基本方針に関する件及び平成15年度警察庁関係予算に関する件について谷垣国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴いた。また、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から、経済財政政策の基本方針に関する件について竹中経済財政政策担当大臣から、構造改革特区の基本方針に関する件について鴻池国務大臣から、科学技術政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について細田国務大臣から、それぞれ所信を聴いた。

3月20日、内閣官房及び内閣府の基本方針、警察行政及び産業再生機構の基本方針、行政改革及び規制改革の基本方針及び構造改革特区の基本方針等について質疑が行われた。

3月25日、内閣官房及び内閣府の基本方針、行政改革及び規制改革の基本方針、経済財政政策の基本方針及び構造改革特区の基本方針等について質疑が行われた。

3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、経済財政諮問会議と予算編成過程、若年層の雇用状況、独立行政法人の会計処理に対する会計検査院の検査結果、公務員制度改革、株式会社の医療参入問題、犯罪被害者等給付金制度、官民交流人事の制度の確立、公益法人改革における特定非営利活動法人の位置付け、フセイン後のイラク復興支援、産業再生機構での債権買取りの在り方、原子炉の安全検査基準の改定、司法制度改革と被疑者取調べの可視化、栄典制度改革と予算措置、男女共同参画に関する施策の推進状況、障害者雇用率改善への取組等の諸問題について質疑が行われた。

6月12日、青少年の健全育成に向けた取組、男女共同参画基本計画の進ちょく状況、予算編成過程の改革、イラク復興支援の在り方、いわゆる従軍慰安婦問題、ヤミ金融被害対策等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年3月14日（金）（第1回）

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成15年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政改革及び規制改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から所信を聴いた。
- 警察行政、産業再生機構及び食品安全行政の基本方針に関する件及び平成15年度警察庁関係予算に関する件について谷垣国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について竹中経済財政政策担当大臣から所信を聴いた。
- 構造改革特区の基本方針に関する件について鴻池国務大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について細田国務大臣から所信を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び産業再生機構の基本方針に関する件、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件及び構造改革特区の基本方針に関する件について谷垣国務大臣、福田国務大臣、石原国務大臣、鴻池国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び構造改革特区の基本方針に関する件について福田国務大臣、鴻池国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、石原国務大臣、木村厚生労働副大臣、米田内閣府副大臣、矢野外務副大臣、日出外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について杉浦会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について石原国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、福田国務大臣、谷垣国務大臣、鴻池国務大臣、

木村厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年4月24日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小野晋也君から説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年5月6日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣国務大臣、根本内閣府副大臣、太田農林水産副大臣、矢野外務副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月8日（木）（第7回）

○食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について参考人財団法人日本生物科学研究所理事山内一也君、株式会社イトーヨーカ堂取締役大森勉君、日本生活協同組合連合会専務理事品川尚志君及び元大阪大学講師藤原邦達君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、同法案について厚生労働委員会及び農林水産委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年5月14日（水）

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会（第1回）

○食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣国務大臣、亀井農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年5月15日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣国務大臣、渡海文部科学副大臣、太田農林水産副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第27号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）に

ついて谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月22日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第55号）賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、無

なお、附帯決議を行った。

- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月27日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、川村参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）について鴻池構造改革特区担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月29日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）について鴻池構造改革特区担当大臣、河村文部科学副大臣、木村厚生労働副大臣、池坊文部科学大臣政務官、大村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第113号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月3日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、米田内閣府副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月5日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、細田国務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第103号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無
なお、附帯決議を行った。

○平成15年6月12日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年の健全育成に向けた取組に関する件、男女共同参画基本計画の進捗状況に関する件、予算編成過程の改革に関する件、イラク復興支援の在り方に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、ヤミ金融被害対策に関する件等について福田国務大臣、鴻池国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、谷垣国務大臣、石原国務大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月1日（火）（第15回）

- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中山太郎君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君から説明を聴いた。

○平成15年7月3日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中山太郎君、同五島正規君、同肥田美代子君、同荒井広幸君、同福島豊君、同西川京子君、修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君、同山内功君、福田内閣官房長官、河村文部科学副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）について厚生労働委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年7月8日（火）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入

れることを決定した。

○平成15年7月8日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上3案について発議者衆議院議員福島豊君、同五島正規君、同中山太郎君、同西川京子君、同近藤基彦君、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 本連合審査会は今回をもって終了した。
-

○平成15年7月9日（水）

外交防衛委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

（外交防衛委員会を参照）

○平成15年7月10日（木）（第18回）

- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について参考人高崎経済大学地域政策学部助教授八木秀次君、熊本県知事潮谷義子君、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会元委員長吉岡睦子君及びフォーラム・「女性と労働21」事務局長泉ミツ子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月15日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中山太郎君、修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月17日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中山太郎君、同荒井広幸君、同肥田美代子君、同五島正規君、同近藤基彦君、同福島豊君、同西川京子君、米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年7月22日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）を可決した。

（第151回国会衆第53号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年7月24日（木）（第22回）

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第41号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員森英介君から趣旨説明を聴いた。

- 請願第164号外140件を審査した。

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第41号）（衆議院提出）

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第6号）

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

食品安全基本法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊急性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識、食品の生産から販売に至る供給行程の各段階における適切な措置、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて措置を講じることによる国民の健康への悪影響の未然防止の3つを定める。
- 2 食品の安全性の確保に関し、国、地方公共団体及び食品関連事業者が果たすべき責務並びに消費者が果たすべき役割を明らかにする。
- 3 食品の安全性の確保に関する施策の策定に係る基本的方針として、健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）の原則実施、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置、重大な食品事故等の緊急の事態への対処等に関する体制の整備、関係行政機関の相互の密接な連携、等を定める。
- 4 政府は3により講じられる措置について、その具体的な実施に関する基本的事項を定める。
- 5 学識経験者による合議制の機関として、食品安全委員会（以下「委員会」という。）を内閣府に設置する。委員会は、4の基本的事項の案の作成について、内閣総理大臣に意見を述べるほか、食品健康影響評価及びこれに基づく勧告等を行う。
- 6 委員会は委員7人で構成する。委員は任期3年、再任可能とし、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、6の両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改めるとともに、政府は、本法律の施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする旨の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、食品の安全性の確保に万全を期するために、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国の内外における一連の食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことにかんがみ、特に食料の輸入に当たっては検査に万全を期するとともに、我が国への食料の輸出国における食品の安全が確立されるよう、国際的な協力を推進す

ること。

- 2 人の健康への悪影響が及ぶことを防止し抑制する必要がある場合には、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識を踏まえ、食品の安全性の確保に関する必要な措置が機動的に実施できるようにすること。
- 3 いわゆるリスクコミュニケーションの実施に当たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間、特に食品関連事業者と消費者間の情報及び意見の交換が適切になされるよう、十分に配慮すること。
- 4 リスク評価の体制整備に当たっては、国内におけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について必要がある場合には海外の学識経験者の活用を図ること。
- 5 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては環境に及ぼす影響に配慮するとともに、食料の生産については自然環境との調和に十分留意すること。
- 6 食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観点から、会議を原則として公開とするとともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表すること。
- 7 食品安全委員会に設置が予定される企画及びリスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できるようにするとともに、同委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の策定に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮すること。
- 8 食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした本法の制定の趣旨を踏まえ、コーデックス委員会への対応の在り方について十分検討すること。
右決議する。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、自動車安全運転センターについて、これを民間法人化するための措置等を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）に対する政府の関与の最小限化
 - (1) センターに対する政府の出資に関する規定を廃止する。
 - (2) 現在法律で定められている役員の定数、任期等について定款記載事項とするとともに、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を廃止し、役員の選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。
 - (3) 国家公安委員会による資金計画の認可制及び財務諸表の承認制、利益及び損失の処理に関する規定、資金の借入れに関する国家公安委員会の認可制、給与及び退職手当の支給の基準に関する国家公安委員会の承認制をそれぞれ廃止する。
- 2 業務の位置付けを見直し、センターは次の業務を行うこととする。
 - (1) 自動車の運転に関し高度の技能・知識が必要な者等に対する研修を実施すること。
 - (2) 少年に対する交通安全に関する研修を実施すること。

- (3) 交通違反等に係る累積点数を通知すること。
 - (4) 運転経歴証明書、交通事故証明書を交付すること。
 - (5) 自動車の安全な運転に必要な技能等に関する調査研究を行うこと。
 - (6) 研修及び調査研究の成果の普及を行うこと。
 - (7) (1)～(6)の業務に附帯する業務
 - (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務
- 3 罰則について、罰金及び過料の最高額を見直す。
- 4 本法律は平成15年10月1日から施行する。ただし、センターの定款の変更の規定は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 自動車安全運転センターの民間法人化に当たり、民間人の活用及び地方組織の充実を図るとともに、同センターの財政の自立性確保、業務運営の適正化等を図る観点から、収支の改善及び更なる業務の効率化に努めるよう促すこと。
 - 2 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」が遵守されるように、自動車安全運転センターの所管官庁出身者の割合等役員の選任及び情報公開等に関し、適切に実施されるようにすること。
 - 3 自動車安全運転センターが行う業務について、厳格な外部評価を行い、評価結果を業務等に適切に反映させるとともに、国民に分かりやすい形で情報提供させること。
- 右決議する。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特殊開錠用具とは、ピッキング用具その他の専ら特殊開錠を行うための器具であつて、建物錠を開くことに用いられるものとして政令で定めるものをいうこととし、また、指定侵入工具とは、ドライバー、バールその他の工具であつて、建物錠を破壊するため又は建物の出入口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものとする。
- 2 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊開錠用具を所持してはならず、また、指定侵入工具を隠して携帯してはならない。
- 3 建物錠等の製造又は輸入を業とする者は、建物錠等の防犯性能の向上に努めなければならないこととするとともに、国家公安委員会は、これらの者から建物錠等の防犯性能の向上のため援助を受けたい旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、必要な援助を行う。

- 4 国家公安委員会は、建物錠のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める指定建物錠について、その防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者が表示すべき事項及び表示の方法その他表示に際して遵守すべき事項を定め、これを告示する。あわせて、告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていない者に対する勧告及び命令の規定を設ける。
- 5 錠取扱業者は、建物錠を販売する相手方に対してその防犯性能を正確に説明するとともに、顧客の依頼に応じて建物錠の特殊開錠を行うときは、その者の氏名及び住所を確認するよう努めなければならない。
- 6 附則において、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、特殊開錠用具の所持の禁止違反の罪に問われ、懲役又は禁固刑の判決を受けた者は、5年間日本への入国を禁止する等所要の規定を整備する。
- 7 本法律の施行日については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- 1 特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の携帯の禁止に係る規定については、明確な基準に従った適正な運用を確保し、いやしくも人権を不当に侵害しないようにすること。
- 2 住宅等侵入犯罪が凶暴化、組織化、巧妙化及び全国に拡散するなど、ますます深刻化し、国民の不安を増大させている実態を踏まえ、捜査体制の充実を図るとともに、関係国等との一層の協力に努めること。
- 3 総合的かつ効果的な防犯対策のため、国民への防犯に関する情報の提供等を積極的に行うほか、関係団体等との連携・協力を強化すること。
- 4 本法に基づく政令、規則等の制定に当たっては、幅広く国民の意見を聞き、反映させるよう努めること。
- 5 本法の施行状況を踏まえ、特殊開錠用具の販売等の規制及び錠取扱業者の信頼性の確保の在り方について検討すること。

右決議する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）

【要旨】

本法律案は、最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 インターネット異性紹介事業の定義

インターネット異性紹介事業とは、異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関

する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

2 インターネット異性紹介事業者等の責務

インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者、保護者並びに国及び地方公共団体は、児童（18歳に満たない者をいう。）の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

3 児童に係る誘引の規制

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童を性交等の相手方となるように誘引すること。
- (2) 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- (3) 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように誘引すること。
- (4) 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

4 児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止

(1) 利用の禁止の明示等

インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利用者が児童でないことを確認しなければならない。これらに違反していると認められるときは、都道府県公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置

インターネット異性紹介事業者は、その行う事業を利用して行われる児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

5 雑則及び罰則

都道府県公安委員会が行うインターネット異性紹介事業者からの事業に関する報告の徴収、罰則等について、所要の規定を設ける。

6 施行日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、児童によるインターネット異性紹介事業の利用禁止の明示等に関する規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施について万全を期すべきである。

- 1 通信ネットワークを介した自由な情報の受発信とコミュニケーションが、児童を含むすべての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、インターネットを利用した表現の自由、多様な情報への接触及び選択の自

由を不当に制約することのないようにすること。

- 2 児童の健全育成及び犯罪被害からの保護が本法の目的であることを踏まえ、また、児童買春が本来、買春する大人の側の責任であることを強く認識し、法第6条違反事案の捜査、処分等に当たっては、そのすべての過程を通じて、児童の特性と人権、利益に最大限配慮するとともに、当事者となった児童に対し、その心身の状況、生育・生活環境等に応じた適切な相談、指導等の保護を与える体制を速やかに充実強化するよう努めること。
 - 3 児童がいわゆる出会い系サイトを始めとするインターネット上の有害情報にさらされている現状において、児童を保護するための予防措置を講じることが極めて重要であることにかんがみ、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー教育を拡充するとともに、児童が安心して気軽に利用できる通報窓口やカウンセリングの場を整備するよう努めること。
 - 4 インターネット異性紹介事業者からの報告徴収は、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を侵害しないように十分配慮して行うとともに、この法律の規定の施行に必要な限度を厳に守り、犯罪捜査等他の目的に使用しないこと。
 - 5 インターネット異性紹介事業者及びその関係事業者に対して、児童の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めるよう指導すること。また、インターネット接続事業者等による自主規制措置が、児童によるインターネット異性紹介事業の利用防止及び児童の保護に資することにかんがみ、フィルタリング機能を始めとする児童の利用防止のための技術開発や普及について官民一体となって取り組むこと。
 - 6 インターネットを介した情報の提供・交換が犯罪や社会的に見て不適切な行為の誘因となっている実態を踏まえ、政府全体として、IT社会の健全な発達を促すための総合的な取組を充実強化すること。
 - 7 児童をめぐる諸問題についての調査研究、教育・啓発活動等、児童の健全育成に資する政府全体としての総合的な取組を一層充実強化すること。
- 右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公有水面埋立法の特例

港湾における公有水面の埋立てに係る竣功認可が告示されている埋立地について、権利の移転・設定、用途変更に係る免許権者の許可を要する制限期間を10年から5年に短縮する。

2 学校教育法の特例

株式会社及び不登校児童生徒等を対象とした教育を行う特定非営利活動法人による学

校の設置を可能とし、当該学校が高等学校以下である場合には特区を設定した地方公共団体の長が設置認可等を行う。

3 児童福祉法の特例

特区を設定した市町村長は、保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

4 屋外広告物法の特例

都道府県知事は、屋外広告物条例に違反する広告旗等を除却することができる。

5 地方公務員法の特例

特区を設定した地方公共団体が、一定の場合に臨時的任用を行うときは、採用した日から更新後の期間も含めた採用期間が3年を超えない範囲内であれば、6月を超えない期間で更新することができる。

6 出入国管理及び難民認定法の特例

特区内に所在する事業所において特定情報処理活動等を行おうとする外国人の在留期間を5年にする。

7 酒税法の特例

農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造するための製造免許を申請した場合には、雑酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。

8 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に向けて適切な措置を講ずべきである。

- 1 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、公有水面の埋立てが極めて公益性の高いものであることにかんがみ、適正な検討を行うこと。
- 2 株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、教育基本法及び学校教育法の趣旨を踏まえ、その実施状況について適切な評価を行うとともに、当該設置主体の経営状況の変化等により学生、生徒、児童等が安定的かつ継続的に教育を受ける機会を失うことがないように万全を期すこと。
- 3 地方公共団体等からの構造改革特別区域の提案に係る規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針を踏まえ、できる限り実現する方向で検討すること。また、その可否の決定過程を明らかにするため、政府部内における調整状況等を国民に分かりやすい形で公開すること。
- 4 構造改革特別区域計画の策定に当たっては、特定事業を実施しようとする者の意見を十分尊重すること。
- 5 構造改革特別区域計画の認定等本法の施行に当たっては、行政通達の発出等により、構造改革を推進するという法の趣旨が損なわれることがないように万全を期すこと。

右決議する。

少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）

【要旨】

本法律案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならないこと等を内容とする基本理念を定める。
- 2 国は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
- 4 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等のための施策、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るための措置等を講ずる。
- 6 内閣府に、特別の機関として、少子化に対処するための施策の大綱案の作成、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる少子化社会対策会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てる。
- 7 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、平成13年6月22日の本院「少子化対策推進に関する決議」を踏まえ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚、出産や子育て、家族に関する国民の多様な価値観及び当事者の意思を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないように、また、婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること。
- 2 子どもは次代の社会の担い手であり、子育てについては父母が第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てる者の経済的、精神的その他の負担及び不安の軽

減に資する施策の充実に努めること。

- 3 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第4回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開するとともに、これらの行動計画及び行動綱領の正しい知識の普及に努めること。また、結婚や出産は愛情、信頼及び責任を紐帯とする男女の自由な意思に委ねられるべきものであることについて、啓発及び教育活動を強化すること。
- 4 子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。
- 5 保育サービス等の充実に図るに当たっては、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。
- 6 不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。また、生殖補助医療については、医学的見地のみならず、法的、倫理的、社会的見地等を含め、多角的な見地から検討すべきこと。
- 7 望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。
- 8 少子化に対処するための対策の一環としてのゆとりのある教育は、父母をはじめ保護者の心理的な負担を軽減するためのものであって、子どもの学習意欲や向学心の低下を招くものであってはならない。したがって、ゆとりのある学校教育の実現を図るための施策は、国際化時代の我が国の将来を担う子どもに基礎的・基本的知識を確実に習得させ、また、それぞれの能力を最大限に伸ばし、かつ、豊かな人間性や社会性及び生きる力を育むことを助長することを旨として策定し、実施すること。
- 9 出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実に図ること。
- 10 教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る視点からの取組を推進すること。
- 11 少子化の進行に適切に対処するための施策を総合的に推進するため、結婚相談事業に対する支援を含む各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めるとともに、少子化の諸要因とその対応策についての調査研究を一層推進し、その結果を施策に反映させること。
- 12 少子化対策においては、子どもが安心して成長できる環境をつくることが重要であり、そのため、国及び地方公共団体は、青少年が健全に育成できる良好な社会環境の整備が図られるように十分配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（５件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※27	食品安全基本法案	衆	15. 2. 7	15. 4. 23	15. 5. 15 可決 附帯	15. 5. 16 可決	15. 3. 13 内閣	15. 4. 18 修正 附帯	15. 4. 22 修正
			○15. 4. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 3. 13 衆本会議趣旨説明						
55	自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案	衆	2. 28	5. 14	5. 22 可決 附帯	5. 23 可決	4. 17 内閣	4. 25 可決 附帯	5. 6 可決
65	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案	衆	3. 4	5. 22	5. 27 可決 附帯	5. 28 可決	5. 6 内閣	5. 9 可決 附帯	5. 13 可決
103	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案	衆	3. 14	5. 28	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	4. 22 青少年	5. 15 可決 附帯	5. 16 可決
113	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	衆	3. 18	5. 26	5. 29 可決 附帯	5. 30 可決	5. 8 内閣	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎 トミ子君 外11名 (15. 1. 31)	15. 2. 4		15. 7. 23	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151 回 53	少子化社会対策基本法案	中山 太郎君 外8名 (13. 6. 19)		15. 6. 12	15. 6. 30	15. 7. 22 可決 附帯	15. 7. 23 可決	15. 1. 20 内閣	15. 6. 11 修正 附帯	15. 6. 12 修正
154 回 41	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	長勢 基遠君 外2名 (14. 7. 17)		7. 17	7. 23	継続審査		1. 20 内閣	7. 16 修正	7. 17 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議